

秦朝の法医学の先進性について

——雲夢睡虎地秦墓竹簡『封診式』『経死』節の訳注

佐 立 治 人

目 次

- 一 雲夢睡虎地秦墓竹簡の『封診式』
- 二 『封診式』の「経死」節
- 三 現代の法医学の知見との比較
- 四 秦朝の法医学の先進性

一 雲夢睡虎地秦墓竹簡の『封診式』

一九七五年十二月十八日から二十九日にかけて、湖北省雲夢県西郊の睡虎地墓地で、睡虎地十一号秦墓の発掘調査が行われ、棺内から一千一百余枚の竹簡が発見された（孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓発掘簡報」『文物』一九七六年第六期掲載。同「簡報」所載「竹簡出土位置図」参照。）。

発見された竹簡のうち、『秦律十八種』（睡虎地秦墓竹簡整理小組がつけた仮称。全二百一簡。「竹簡出土位置図」

秦朝の法医学の先進性について

一（二五七四）

「発掘簡報」所載「竹簡出土位置図」



の丁・戊の位置に置かれていた。)は十八種類百八条の律文であり、『效律』(原題は『效』。全六十簡。「出土位置図」の辛の位置に置かれていた。)は效律の二十二条の条文であり、『秦律雜抄』(整理小組がつけた仮称。全四十二簡。「出土位置図」の辛の位置に置かれていた。)は二十七条の律文であり、『法律答問』(整理小組がつけた仮称。全二百十簡。「出土位置図」の丙の位置に置かれていた。)は律文を解釈する百八十七条の問答である(粃山明「雲夢睡虎地秦簡」滋賀秀三編『中国法制史』(東京大学出版会、一九九四年)所収。雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年。第二章第一節)。

発見された竹簡の『編年記』(整理小組がつけた仮称。全五十三簡。「出土位置図」の甲の位置に置かれていた。)の記述から、十一号秦墓の墓主は「喜」という名の人であると考えられ、喜は、秦の昭王の四十五年(前二六二)に

生まれ、始皇帝の七年（前二四〇）に南郡の鄢郢（現在の湖北省宜城県の南東）の令史（書記官）となり、同十二年（前二三五）に鄢郢で裁判を担当する係りとなり（原文。治獄鄢）。同三十年（前二一七）頃に亡くなったことが知られる。発見された竹簡は、紀元前三世紀後半の秦朝の県の裁判を担当した人物の所有物であったのである（糞山前掲）。

発見された竹簡の中に、『封診式』という原題を持つ全九十八枚の竹簡が含まれている。「竹簡出土位置図」の乙の位置に置かれていた。二十五の節に分かれ、各節の冒頭に小見出しがつけられている。はじめの二節を除き、残りの二十三節は、犯罪事件に関する公文書の文例である（糞山前掲）。ただし、「経死」という小見出しがつけられている第二十節には、次に掲げるように、公文書の文例の後に、首つり死体の検驗方法が記されている。『封診式』の「封」は被疑者の財産を差し押えるという意味であり、「診」は検驗するという意味であり、「式」は公文書の書式の意味であるから、「封診式」とは、差し押えや検驗を行う時に作成する公文書の書式という意味である（富谷至『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年。五頁）。

二 『封診式』の「経死」節

『封診式』の第二十節「経死」に次のように記されている。『封診式』は睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）に掲げられている釈文を見た。和訳に当たっては、同書の「注釈」及び「訳文」、秦簡講読会「『雲夢睡虎地秦墓竹簡』釈注初稿、承前6、封診式」（『中央大学大学院論究』第十五卷第一号、文学研究科篇掲載、一九八三年）、早稲田大学秦簡研究会「雲夢睡虎地秦墓竹簡「封診式」訳注初稿（一）」（『史

『滴』第十三号、第十八号掲載、一九九二年～一九九六年）、榎山明『中国古代訴訟制度の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）第二章・第四章を参考にした。

【和訳】

首つり死

（県丞から県令への。佐立注。以下同じ。）報告書（原文。爰書）。「某里の里長（原文。典）の甲が「里人である無爵の平民（原文。士五）の丙がその家で首を吊って死んでいます。理由はわかりません。報告に来ました。」と言いました。ただちに令史（県の書記官）の某に命じて検屍に赴かせました。令史某の報告書。「牢隸臣（「隸臣」は官府の雑役に従事する徒刑囚。「牢隸臣」は牢獄の雑役に従事する隸臣。）の某とともに、里長の甲、丙の妻及び娘を立ち会わせて、丙の遺体を検驗しました。丙の遺体は、その家の東室の中の北壁のたるきに懸かっけていて、顔は南に向いていました。親指ほどの太さの麻縄で、輪を作って首を繫けていました。輪の結び目は首の後ろにありました。縄の上端はたるきに結ばれ、二周して縄を結んでありました。結んだ余りの縄の長さは二尺（二尺は二十三センチ。）でした。頭の上からたるきまでは二尺あり、足は地面から二寸浮いており、頭と背中とは壁についていました。舌がくちびるまで出ており、下に糞尿をもらし、両脚を汚していました。縄を解くと、その口鼻から深くため息をつくように空気が出ました。首についた縄の跡は、鬱血しており、首の後ろで二寸、とぎれていました。検査したところ、他には武器、刃、木棒、縄の跡はありませんでした。たるきは、太さは一匁（匁）は両手でつかむ太さ）、長さは三尺、地面の土台（原文。堦）から西へ二尺離れており、土台の上で縄をたるきに結ぶことができます。地面が堅く、

人が動いた跡を知ることができませんでした。縄の長さは一丈（一丈は二・三メートル）。生絹の肌着、はかまをそれぞれ一着、身につけており、はだしでした。検屍を終えてすぐに、里長の甲及び丙の娘に命じて、丙の遺体を梟の法廷に運ばせました。」

検査は必ず、まずは慎重に、残された痕跡を詳しく観察する。当然、自身が遺体のある現場に赴かなければならない。現場では、すぐに縄の結び目を観察する。もし、縄を結んだとされる位置に縄を通した跡があれば、次に、舌が出ているか出ていないか、頭と足とが、縄を結んだ位置及び地面からそれぞれどれくらい離れているか、糞尿をもらしているか否かを観察する。次に、縄を解き、口鼻から空気が深いため息のように出るか否かを観察し、そして、縄の跡の鬱血の状態を観察する。首に結んだ縄から頭をぬくことができるかどうかを試してみ、ぬくことができれば、次に、着物を脱がせて、身体、頭髮の中、肛門及び陰部（原文。纂。）をことごとく観察する。舌が出ておらず、口鼻から空気が深いため息のように出ず、縄の跡が鬱血しておらず、首に結んだ縄がきつくて頭をぬくことができなければ、首つり死であると判断することは難しい。もし死んでから時間が経ってれば、口鼻から空気が深いため息のように出ることができないことがある。自殺するには必ず理由がある。同居人に質問して、自殺の理由を答えさせる。

【原文】

経死。爰書。某里典甲曰、里人士五（伍）。整理小組による読み替え。以下同じ。）丙、経死其室、不智（知）故、来告。・即令令史某往診。・令史某爰書。与牢隸臣某、即甲内妻女診丙。丙死（屍）縣其室東内中北扉権、南郷（嚮）。以臬索大如大指、旋通繫頸、旋終在項。索上終権、再周結索、餘末袤二尺。頭上去権二尺、足不傳地二寸、頭北

(背) 傅麻。舌出齊唇吻、下遺矢弱(溺)、汚阿卻(脚)。解索、其口鼻氣出涓(喟)然。索迹栴(椒)鬱、不周項二寸。它度母(無)兵刃木索迹。權大一围、袤三尺、西去堪二尺、堪上可道終索。地堅、不可智(知)人迹。索袤丈。衣絡禪襦裯各一、踐[?]。即令甲女載丙死(屍)詣廷。診必先謹審視其迹、當獨抵死(屍)所、即視索終。終所黨有通迹、乃視舌出不出、頭足去終所及地各幾可(何)、遺矢弱(溺)不毆(也)。乃解索、視口鼻涓(喟)然不毆(也)。及視索迹鬱之狀。道索終所試脫頭、能脫、乃[?]某衣、盡視某身、頭髮中及篡。舌不出、口鼻不涓(喟)然、索迹不鬱、索終急、不能脫、[?]死難審毆(也)。節(即)死久、口鼻或不能涓(喟)然者。自殺者必先有故。問其同居、以合(答)其故。「·」点是原簡につけられている符号。[?]は一文字不明を表す。句読点は、整理小組の釈文の句読点を変えた所がある。簡番号は省略した。)。

【訓読】

經死

爰書。某里の典の甲曰く、里人の士伍の丙、其の室に經死す。故を知らず。来りて告ぐ。と。・即ち令史の某をして往きて診^とべしむ。・令史の某の爰書。牢隸臣の某とともに、甲・丙の妻・女を即^つかして丙を診^みる。丙の屍は其の室の東内の中の北麻の權に懸^かかり、南に嚮^むく。泉索の^か大さ大指の如きを以て、旋通して頸を繫^く。旋終は項に在り。索上は權に終^ひび、再周して索を結^ぶ。餘末は袤^ぶさ二尺。頭上は權を去ること二尺、足は地に傳^つかざること二寸、頭背は麻に傳^つく。舌出でて唇吻に齊^{ひと}し。下に矢溺を遺^おし、両脚を汚す。索を解^くくに、其の口鼻より氣出でて喟然たり。索迹は椒鬱し、項を周らざること二寸。它是度るに兵・刃・木・索の迹無し。權の^か大さは一围、袤^ぶさ三尺、西に堪を去ること二尺、堪上にて道^びきて索を終^ひぶ可し。地、堅く、人迹を知る可からず。索の袤^ぶさは丈。絡の禪襦・裯各々一

を衣る。踐^きなり。即ち甲・女をして丙の屍を載せて廷に詣らしむ。と。と。

諺は必ず先ず謹んで其の迹を審視す。当に独^{みづか}ら屍所に抵^{いた}るべし。即ち索終を視る。終所、党^まし通迹有れば、乃ち舌出づるか出でざるか、頭足、終所及び地を去ること各々幾何か、矢溺を遺すや不^{いな}やを視る。乃ち索を解き、口鼻喟然たりや不^{いな}やを視る。及び索迹の鬱^いの状を視る。索の終所道^より試みに頭を脱せんとし、能く脱すれば、乃ち其の衣を[?]、
[?]死は審らかにし難きなり。即^もし死して久しければ、口鼻或いは喟然たる能わざる者あり。自殺する者は必ず先に故有り。其の同居に問い、以て其の故を答えしむ。

この「経死」節は、令史某の爰書（報告書）を記載した爰書と、首つり死体の検驗方法を記した部分との二つの部分から成る。令史某の爰書を記載した爰書は、明記されていないが、県丞から県令にあてた報告書であろう。令史某の爰書は、令史某から県丞にあてた報告書であろう。

里長が県に、里人が首つり死体で見つかったことを報告している。墓主の喜が活躍した当時の秦朝では、自殺した人の家族が、官吏に報告せず^ずにその遺体を埋葬すれば、罰金を科されることになっていた。睡虎地十一号秦墓から発見された竹簡の『法律答問』の第六十五節に次のように記されている。『法律答問』は『睡虎地秦墓竹簡』（前掲）に掲げられている釈文を見た。和訳に当たっては、同書の「注釈」及び「訳文」、秦簡講読会『雲夢睡虎地秦墓竹簡』積註初稿、承前4、法律答問（上）』（『中央大学大学院論究』第十三卷第一号、文学研究科篇掲載、一九八一年）、松崎つね子『睡虎地秦簡』（明德出版社、平成十二年）を参考にした。

【和訳】

ある人が自殺しました。その家族が官吏に報告せずに、すぐにその遺体を埋葬しました。尋問したところ、死んだ人には妻子がいることがわかりました。妻子を没官すべきでしょうか。自殺を報告せずに埋葬したときは、よろい一つ分の金額の罰金を科します。

【原文】

或自殺。其室人弗言吏、即葬埋（薶。整理小組による読み替え）之。問死者有妻子。當収。弗言而葬、當貲一甲。

【訓読】

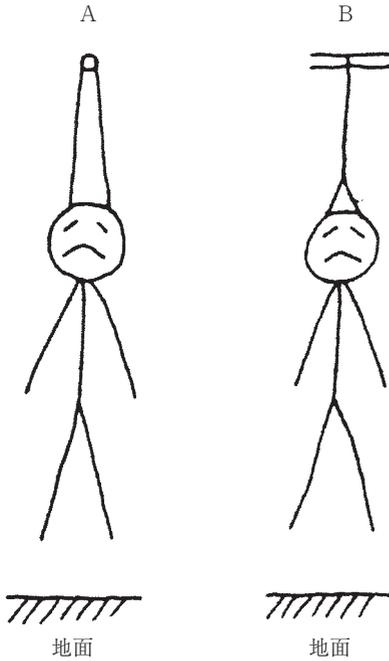
或ひと自殺す。其の室人、吏に言わず、即ち之れを葬埋す。問うに死者、妻子有り。収に当つや。言わずして葬るは、貲一甲に当つ。

この文から、秦朝では、自殺したと思われる人の遺体を、その家族が官吏に報告せずに埋葬することが禁止されていたことが知られる。遺体を検閲して、本当に自殺なのかどうかを確認するためであったのであろう。

三 現代の法医学の知見との比較

前節に紹介した『封診式』の「経死」節に記されている首つり死体に関する知見は、現代の法医学の知見に照らし、正しいのであろうか。この点については既に、賈静涛『中国古代法医学史』（群众出版社、一九八四年）第一章第五節、閻晓君『出土文献与古代司法檢驗史研究』（文物出版社、二〇〇五年）第一章第三節が考察しているが、不

定型的縊死の図



「丙」はBの状態で見られた。

令史某の爰書に「索迹は椒鬱す。」と記されている。『睡虎地秦墓竹簡』（前掲）の「注釈」に拠れば、「椒」は「蹙」の意味であり、「蹙鬱」とは縄が首を圧迫した箇所を青紫色の内出血を指す、という。この解釈自体は正しいと考えるけれども、現代の法医学の知見では、縊死者の首の索溝には溢血は生じないのが通常であるらしい。浅田一『首つりと窒息

十分な点があるので、ここでは、現代の我が国の法医学の文献を利用して、改めて検討してみたい。

まず最初に確認しておきたいことは、「令史某の爰書」の「旋通して頸を繫く。旋終は項に在り。索上は権に終ぶ。」（中略）足は地に傳かざるること二寸。（輪を作つて首を繫けていました。輪の結び目は首の後ろにありました。繩の上端はたるきに結ばれ、（中略）足は地面から二寸浮いていました。）という記述から見て、「丙」の首つり死体は、現代法医学の所謂「定型的縊死」に当たる、ということである。「定型的縊死」とは、「索条は左右対称で、その支点は後方（首の後ろ上方。佐立注。）にあり、かつ全体重を利用して（身体が空中に浮いている。佐立注。）もの」（石津・高津監修『標準法医学』医学書院、二〇一三年第七版。一〇四頁）である。このような縊死以外の縊死はすべて「非定型的縊死」と呼ぶ（同書同頁）。

死』(芹田東光社、昭和二十四年)は「縊死者の頸のヒモのあととはつ、たま、死んだ場合、全体重又は之に近い重量で圧迫され、其の直下の血管が貧血したま、死んでしまうから、そこに出血のあろう筈がない。(中略)一般に生前のキズは皮下に血が出て凝固しているものであるが、縊死の索溝に限つて、マツサオで皮下出血がないのである。」(三十二頁)と述べている。また、井上剛「窒息各論」(三田定則他監修『法医学全書』所収、東洋書館、昭和二十四年)は「索条の痕(縊溝を意味する。佐立注。)は、原則的には常に、全く蒼白なるものであるが、良く注意して観ると、其上下両縁殊に上縁の部分には多少の鬱血による変色があつて、稀には其箇所甚だ軽微なる皮下溢血を伴つてゐる事もあり、索条が荒く絢なはれたものである場合には、更に一層稀なることではあるが、索条の表面の凹んでゐる部分に一致して、蒼白なる縊溝の内部にも甚だ微かな皮下溢血が、不規則な斑紋状に形成されてゐるのを認め得る事もある。」(一一六頁)「縊溝が何故蒼白であるかと云ふと、索条の圧迫によつて、其部分から血液が駆逐せられる丈でなく、皮下の小血管が破綻しても、索条がかゝつてゐる限り、皮下溢血を起すことなく、其儘死亡して仕舞ふのである。」(一一七頁)と述べている。

「経死」節の後半部分、即ち首つり死体の検驗方法を記した部分に、「索迹の鬱するの状を視る。(中略)索迹、鬱せざれば、(中略)死は審らかにし難きなり。」と述べられている。□字は「経」字であろう。すると、この文は「索痕が溢血しているかどうかを観察する。索痕が溢血していなければ、首つり死であると判断することは難しい。」という意味になる。しかし、前段で紹介したように、現代の法医学の見解では、縊死者の首の索溝には溢血は生じないのが通常である。浅田一「自殺か他殺か——小笛事件」(『犯罪学雑誌』第二卷第二号掲載、一九二九年)は「縊死の索溝はじりわりと紐を頸にかけて静かにぶら下る場合には索溝は蒼白の儘であつて、出血を来さない事が多い。即

ち縊死の場合の索溝では蒼白で出血がないからといふて、之れを死後にぶら下げたものといふ事は出来ない。自分でぶら下つても蒼白な索溝を有する事が甚だ多いのである。」(五十三頁)と述べている。

それでは、秦朝の死体観察者はなぜ、縊死体の首の索溝が溢血していると誤認したのであるか。おそらくは、繩索で圧迫された皮膚自体の青灰色、圧迫されて薄くなった皮膚から透けて見える筋肉層の色、繩索で圧迫されている部位の上縁の皮膚下に死後、血液が集蓄して生じる死斑を索溝の溢血と誤認したのであろう。ホフマン著・片山国嘉訳『法医学大成』(秋南書院、明治三十年)下巻第二冊は「旧時の書籍中、出血性絞溝〔絞溝〕はここでは「縊溝」を意味する。以下同じ。佐立注。)に就て論ずる者あるは、或は時々絞溝の青色(圧迫された皮膚の色、圧迫された皮膚から透けて見える筋肉層の色。佐立注。)を溢血と誤認し、或は往々其屍体が長く懸垂せられし際、常に絞縊部の上縁に生ずる鉛青色の辺廓を溢血と認めたるに由るならん。而して此鉛青色は最も説明し易き屍体現象にして、頭部より低流する血液が絞縊部に集蓄し、茲に一般死斑に就て見る如き皮膚の変色を起すに基因する一種の就下充血に外ならざるものなり。」(四一三丁。片仮名を平仮名に変え、句読点をつけ、原注を省略した。)と述べている。『法医学大成』は、一八九三年に刊行された、ウィーン大学法医学教授 Hofmann 著 *Lehrbuch der gerichtlichen Medicin* 第六版の全訳である。

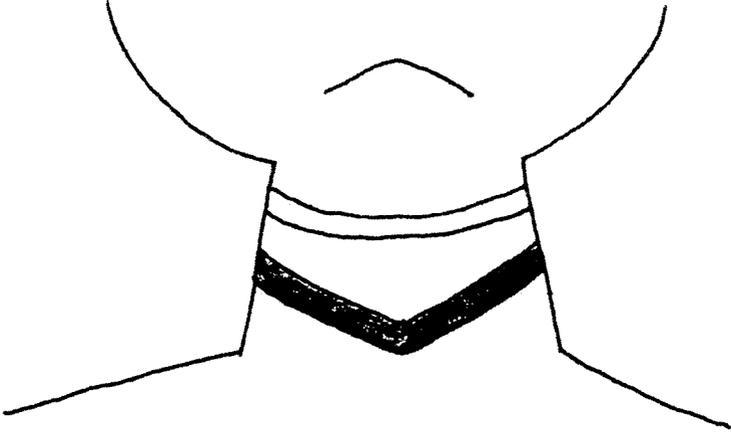
しかし、我々は、秦朝の死体観察者の誤認を笑うことはできない。というのは、十九世紀後半の西欧の法医学界で、索溝に溢血があれば、生前に生じた索溝と判定できる、という説が唱えられたことがあるからである。田中祐吉『法医学講義』(吐鳳堂書店、明治四十一年)下巻は「縊死者の索溝を検して、生前に生じたものなるや、或は死後に生じたものなるやを判定せんが為め、ナイザング Neudang 氏(前掲『法医学大成』下巻第二冊四四三丁に拠れば、

一八七〇年発表の論文を指す。佐立注。)は、生前に縊首を遂げたる死者七十人に就て索溝部の皮膚を鏡検せしに、其の中二十五名に於て皮膚組織内に小溢血を呈せることを認め、之に依て生前に生じたる索溝を判定し得べきことを述べたり。然れども、ブレンメ Brenne 氏は、毎常必ずしも小溢血を認むべきものに非ず、加え、死後に生じたる索溝にも生ずることのあるを以て、鑑定の価値なしと云ひ、マシユカ、ホフマン氏等も之れと同様の成績を収めたり。是に由て之を觀れば、索溝の(中略)組織内の溢血の有無は、必ずしも生前及び死後の縊首を鑑定するの標的となすこと能はざるなり。」(二九四頁。片仮名を平仮名に変え、句読点を補った。)と記している。

それどころか、二十世紀に入ってから我が国でも、溢血していない索溝が死後の索溝と鑑定されたことがある。大正十五年(一九二六)六月に京都市で起こった所謂「小笛事件」の鑑定で、首つり死体の頸部に形成された二条の索溝のうち、上の索溝は皮下に出血がなく、下の索溝は皮下に溢血があるから、上の索溝は死後に形成され、下の索溝は生前に形成された、即ち、首つり死体は、絞殺された後で首つり自殺を装われたものである、と鑑定されたのである。ところが実際は、下の索溝の部位に掛けた帯が、身体が痙攣した時にずれて、上の索溝の部位に移動したため、下の索溝の部位の損傷した血管から出血し、下の索溝に溢血が生じただけのことであった(浅田前掲「自殺か他殺か——小笛事件」、山本禾太郎「小笛事件」『日本探偵小説全集11、名作集1』所収、創元推理文庫、二〇一五年。初出は昭和七年。)

小笛事件の実例からもわかるように、繩索がずれると、ずれる前の繩索の痕に溢血が生じることがあるのであるから(広田東治・川村正夫「縊死索溝の外に絞殺索溝と相似たる索溝を存したる自縊例」『犯罪学雑誌』第十四巻掲載、昭和十五年)、縊死体の首の索溝は溢血しているという、秦朝の死体観察者の知見は、全くの誤認であるとは言えな

二条の索溝の図



い。この知見の間違いをあげつらうよりもむしろ、紀元前三世紀という早い時期に、縊死か否かを判断するための根拠となる知見を捜し求めた、秦朝の死体観察者の精神にこそ、注目すべきであろう。

令史某の爰書に「舌出でて唇吻に齊しひと。（舌がくちびるまで出ていました。）」と記され、首つり死体の検驗方法を記した部分に「舌出でざれば、（中略）？死、審らかにし難きなり。（舌が出ていない場合は、首つり死であると判断することは難しい。）」と述べられている。浅田前掲『首つりと窒息死』が紹介するブルーアルデル P. Brouardel: La Pendaison（一八九七）の研究に拠れば、縊死に際して舌はいつも口からおし出されていると云われているのは、アンブローズ・パレー Ambroise Paré（一五〇〇〜一五九〇）（十六世紀に於けるフランスは勿論歐洲全般法医学の元祖だった人。浅田注。）が力説したからであるという（浅田著書三十八頁）。すると、縊死体の口からは舌が出ているという知見を、秦朝の死体観察者は、西欧の法医学者よりも実に千八百年も先んじて得ていたことになる。

ただし、縊死体の口から常に舌が出ているわけではない。「舌は舌根部圧迫の程度に応じて齒列の前方へ挺出する」（前掲『標準法医学』

一〇五頁) から、「縊死では舌を齒列から突出していることが多いが、認められないこともあるので、舌の突出の有無をもって縊死である、あるいは縊死ではないなどと即断してはならない。」(『学生のための法医学』南山堂、二〇〇九年第六版。七十七頁) また、絞死体でも「舌を屢々挺出してゐる」(井上前掲「窒息各論」一二五頁) から、舌が出てゐるからと言って、縊死体であるとは限らない。

令史某の爰書に「下に矢溺を遺し、両脚を汚す。」と記されている。糞尿の漏出は、窒息死一般に伴う現象であるから、縊死か否かの判断には役立たないが、本場その場で首をつつたのかどうかの判断には役立つ。浅田前掲『首つりと窒息死』は「予め排泄していたら大小便はもらされてはいないが、もらされていたら其の(遺体の。佐立注。)直下である。絞扼殺の様な外の手段で殺してからつ、たとしたら大小便は殺した場所でもらされている筈である。」(五十一頁) と述べている。令史某の爰書に「下に矢溺を遺す。(遺体の下方に糞尿をもらしていました。)」とあるから、首をつつたのは遺体が発見された場所であることは間違いないであろう。

令史某の爰書に「兵・刃・木・索の迹無し。(遺体に武器、刃物、木棒、繩索による攻撃の跡はありませんでした。)」と記されている。この記述は、丙の遺体に損傷が全く無かったということの意味するものではあるまい。というのは、令史某の爰書に拠れば、壁に頭と背中とが接触する位置で首をつっており、遺体は生絹の肌着、はかましか着ておらず、はだしであったから、窒息に伴う痙攣によって、身体が壁に打ちつけられた結果、遺体に相当の損傷が残されたはずである。浅田前掲『首つりと窒息死』は「一般に壁に沿つて吊ると、そしてその壁が柔かでツルツルしていない限り、手背はスリキズでお、われる。壁紙がザラザラしていたり、花模様が幽かにもり上つてゐるだけでも、キズつく(原注。まして我国の土の壁の様なザラザラした堅いものでは尚更。)

ンとあたつたり、すりつけたりと爪でひつかいたと思われる様なスリキズが出来る。之は慣れないものは暴力の痕跡と見るが、首つりの場合には何でもないのである。」(三十六頁)と述べている。

令史某は、丙の遺体の損傷を見て、痙攣によつて身体が壁に打ちつけられてできた損傷であつて、他人の攻撃を受けてきたものではないと判断して、「兵刃木索の迹無し。」と報告したのであろう。もし本当に遺体に損傷がなかつたとすれば、死後に吊るされたという可能性を考えなければならぬが、糞尿の状態を見ると、首をつつたのは遺体が発見された場所であることは間違いないから、壁の状態と痙攣の仕方によつて、偶然、遺体に目立つた損傷が残らなかつたのであろう。

首つり死体の検驗方法を記した部分に「尽く其の身、頭髮中及び纂を視る。」と述べられている。「纂」は肛門と陰門とを指すのであろう。なぜ頭髮の中、肛門及び陰門を觀察するかと言へば、脳天や肛門に釘や針が打ち込まれていることがあるからである(閻前掲『出土文献与古代司法検驗史研究』二十八頁)。

令史某の爰書に「索を解くに、其の口鼻より氣出でて喟然たり。(繩を解くと、その口鼻から深くため息をつくように空氣が出ました。)」と記され、首つり死体の検驗方法を記した部分に「索を解き、口鼻喟然たりや不^いやを視る。」「口鼻喟然たらざれば、(中略) [?]死は審らかにし難きなり。」「即^もし死して久しければ、口鼻或いは喟然たる能わざる者あり。」と述べられている。この「口鼻喟然たり」という現象は、閻前掲『出土文献与古代司法検驗史研究』(二十六頁)が指摘するように、「死声」と呼ばれる死体現象である。錫谷徹『法医診断学』(南江堂、昭和四十七年)は「横隔膜に死体硬直が起こると、横隔膜は扁平となり、胸膜腔の容積は増加する。縊死の死体では、このようにして胸膜腔の容積が増加している時に頸部を緊縛している索状物を急に解くと、空氣が氣道内に流入し、かすかな音声を

発することがある。これを Totenlaut (死声。佐立注。) という。(五十四頁) と説明している。すると、「口鼻から空気が出て喟然となる。」という観察は間違いであって、口鼻から空気が入って喟然となるのである。

四 秦朝の法医学の先進性

前節では、『封診式』の「経死」節に記されている首つり死体に関する知見と現代の法医学の知見とを比較して、前者に間違いがあることを示したけれども、そもそも、紀元前三世紀の知見を現代の知見と比較することができることと自体が驚きである。現代の法医学でも、縊死体の外表の観察点は、「経死」節に記されている観察点の他には、顔面の鬱血の有無、眼結膜の溢血点の有無、死斑の状態ぐらいである。「経死」節に記されている首つり死体に関する知見を秦朝の法医学と呼ぶならば、秦朝の法医学のこのような先進性は何を意味するのであろうか。

山崎佐『明治前日本裁判医学史』(日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本医学史』第五卷所収、日本学術振興会、昭和三十二年)「総説」は「裁判医学(法医学の別名。佐立注。)は、国家に法的秩序が確立して、刑罰権が明確となり、その適正な運用が期待されるようにならなければ、実際の必要がないので発達するものではない。また権力者が自己の恣意のまゝに刑罰権を行使する時代では、たとえ刑罰法規が制定され、強力な刑罰権があつても、裁判医学(中略)などを顧慮する必要がないので、殆どその姿は現われないのである。されば裁判医学は、法的秩序の存在と刑罰権の消長とに随伴するものである。」(一頁)と述べている。

また、古畑種基『法医学ノート』(中央公論新社、中公文庫、二〇〇六年)「あとがき」は、右の山崎著書の文章を承けて、「法医学は法治国として法的秩序が出来上り、しかも、刑罰が法律に従って行われるようになってから、そ

の必要が認められ、また發達もするのである。それゆえ、民権を重んずる国家でなければ法医学は重んぜられない。」(二〇〇頁)と述べている。

これは全くその通りである。そして、秦朝では、睡虎地秦墓から發見された竹簡に記されている律文及び律文解釈が示すように、「法治国」として法的秩序が出来上り、しかも、刑罰が法律に従って行われるようになっていた。刑罰を法律に従って正しく科するためには、裁判官が犯罪事実を正確に知らなければならぬ。裁判官が犯罪事実を正確に知ることができるとにこそ、『封診式』の「經死」節に記述されているような法医学の知見が必要であったのである。

法律に従って刑罰を科さなければならぬ、という思想は罪刑法定主義である。罪刑法定主義の目的の一つは、官吏の横暴から人民を守ることである。前稿「法令は民の命なり」(本誌第六十五卷第四号掲載)で紹介したように、『商君書』の「定分」篇に「法令は民の命なり。治を為すの本なり。民に備うる所以なり。(法令は民の命です。政治の根本です。民を守る手段です。)」と述べられている。この文そのものは前漢時代に入ってから作られたと考えられるが、この文の内容は、秦朝の国家思想であった罪刑法定主義を伝えているのであろう。秦朝は、法令によって民を守る国家、即ち「民権を重んずる国家」であったから、秦朝の法医学は先進性を帯びていたのである。

〔附記〕

大変短いのですが、本稿を寺嶋俊穂先生、山本慶介先生、吉田徳夫先生に捧げ、三先生の御退職の記念とさせていただきます。先生方の御健康、今後の御活躍を心からお祈り申し上げます。